

## 四半期報告書の法制化

制度調査部  
横山 淳

### 金融商品取引法シリーズ-23

#### 【要約】

2006年6月7日、証券取引法等改正法案が可決・成立し、14日には公布された。  
同法により、証券取引法は、金融商品取引法に改組されることが予定されている。  
金融商品取引法の下では、上場会社に対する四半期報告書の提出義務が法制化される。

#### はじめに（証券取引法等改正法の成立）

2006年6月7日、「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、証券取引法等改正法）が国会で可決・成立した<sup>1</sup>。6月14日には公布されている。

証券取引法等改正法の概要を示すと次のとおりである。

#### 【証券取引法等改正法案の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して20日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	TOB制度の見直し	公布日から6ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告制度の見直し	同上（一部は公布日から1年以内の政令指定日）
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	<b>開示制度の拡充</b> - 内部統制報告書の導入 - <b>四半期報告制度の整備</b> など	同上（ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定）

本稿では、これらのうち「開示制度の拡充」のうち、「四半期報告制度の整備」について説明する。

まず、1. で、わが国における四半期報告制度の導入のこれまでの経緯を説明し、2. 以降で金融商品取引法に基づく四半期報告制度を解説する。

<sup>1</sup> 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。



## 1. わが国における継続開示制度と四半期報告

現在、わが国の流通市場における定期的な企業内容等の開示(いわゆる継続開示)で、法律(証券取引法)で義務付けられているものは、有価証券報告と半期報告書である。つまり、原則として通年と半期の年2回(従って6ヶ月ごと)の開示によって構成されている。

しかし、こうした継続開示制度のあり方については、企業業績の速やかな公表の必要性、国際的な比較可能性(あるいは米国・欧州・アジアの他市場と比較した国際競争力)などの観点から、長らく問題が指摘されてきた。

そうした指摘を受けて、わが国では、まずは証券取引所等の自主ルールという形で、四半期開示制度が導入され、定着してきた<sup>2</sup>。

図表 わが国における四半期開示導入の流れ

1999年11月	Mothers市場開設。Mothers上場企業に四半期開示義務付け。
2001年8月	金融庁「証券市場の構造改革プログラム」 『発行企業の四半期短信等による経営情報開示の促進』
2002年6月	閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」 『金融庁は、四半期開示に向けた取組みを強化するとの観点から、取引所等に対し、その進め方等を明らかにする行動計画の策定を、6月中に要請する』
同	東証等「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」
2003年4月	全てのの上場企業に四半期開示義務付け
2004年4月	四半期開示の拡充

(出所) 大和総研制度調査部作成

しかし、これはあくまでも証券取引所の自主ルールという位置づけによるものである。言い換えれば、法律(証券取引法)によってオーソライズされたものとはなっていないのである。その結果、次のような問題点がこれまでも指摘されてきた<sup>3</sup>。

四半期開示の開示情報に虚偽記載があったとしても、(証券取引法に基づくものではないので)罰則、課徴金の対象とならない。

四半期開示の開示情報に虚偽記載があったとしても、それによって損害を被った投資者は、証券取引法に基づく民事責任(損害賠償)を求めることはできない(1)

有価証券届出書、発行登録など証券取引法に基づく別の開示書類において、参照方式(2)で四半期開示の開示情報を活用することができない。

(1) 民法上の不法行為などとして損害賠償請求を行う余地は残るが、立証は困難であろう。

(2) 一定の要件の下で、直近の有価証券報告書などを参照すべき旨の記載を行うことで、開示事項の記載を行ったものとみなされる制度のこと。これによって開示書類の記載事項の簡素化を行うことができる。

こうした議論を踏まえ、金融商品取引法では、上場会社等を対象に「四半期報告書制度」を(金融商品取引法上の制度として)導入することとしているのである。

<sup>2</sup> 当初は、「売上高又はこれに相当する事項」のみを開示すればよい、という簡素なものであった(マザーズ上場会社などを除く)。しかし、2004年の制度改正で開示内容が拡充された。その結果、2007年4月以降開始する事業年度からは、全てのの上場企業に対して、貸借対照表や損益計算書を含む詳細な四半期開示が完全に義務化される。

<sup>3</sup> 金融審議会ディスクロージャーWG(2005) pp.2-3。

## 2. 金融商品取引法の下での四半期報告制度の概要

### (1) 四半期報告書の提出義務者

金融商品取引法の下で、四半期報告書の提出が義務付けられるのは、次の ① の条件のいずれも満たす者とされている（金融商品取引法 24 の 4 の 7 ）。以下、本稿においては、① の条件をいずれも満たす会社のことを「上場会社等」と呼ぶこととする。

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの  
事業年度の期間が3ヵ月超である。

### (2) 四半期報告書の提出期限

上場会社等は、四半期ごとに「四半期報告書」を内閣総理大臣に提出することが義務付けられる。提出期日は、45日以内の政令で定める期間内とされている<sup>4</sup>。

これは、次のような事実を踏まえて、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る趣旨と考えられる<sup>5</sup>。

現在の証券取引所の自主ルールに基づく四半期開示の所要期間は、35日程度である<sup>6</sup>。  
四半期報告制度の先行国である米国では、提出期限を45日から35日に短縮している。

提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている（金融商品取引法 27 の 30 の 2）。

### (3) 半期報告書の取扱い

四半期報告書の提出が義務付けられる上場会社等については、半期報告書の提出は不要とされる（金融商品取引法 24 の 5 ）。つまり、金融商品取引法に基づく上場会社等の継続開示制度においては、半期報告書制度は廃止され、四半期報告制度の統一されることとなる。

従って、現在、「半期報告書」が提出される中間期（3月決算会社の9月期）には、金融商品取引法の下では、第2四半期についての「四半期報告書」が提出されることとなる。これは、昨今、企業の業績等が短期間に大きく変動するようになってきている中で、投資者が投資判断を行う上で、次のような点が重要と考えられるようになってきたことが理由とされている<sup>7</sup>。

四半期情報が、第1四半期から第3四半期を通して、迅速、かつ、同じタイミングで開示されることが重要である。

四半期情報を用いて期中の企業業績等を比較・分析するためには、第1四半期から第3四半期を通して、統一した四半期情報が開示されることが重要である。

<sup>4</sup> 上場会社等のうち、内閣府令で定める事業を行う会社については、呈出期限は、60日以内の政令で定める期間内とされている。

<sup>5</sup> 金融審議会ディスクロージャーWG（2005）p.3。

<sup>6</sup> 3月決算会社の2005年10-12月期を対象とした東京証券取引所の調査（平成18年3月期決算会社における第3四半期財務・業績の概況の開示状況について）による。

<sup>7</sup> 金融審議会ディスクロージャーWG（2005）p.6。

なお、上場会社等に該当しない会社であっても、有価証券報告書の提出義務が課される会社も存在する。具体的には、株主数が一定数<sup>8</sup>以上となる会社などである。

こうした会社に対しては、金融商品取引法上、四半期報告書の提出義務は基本的に課されていない（前記(1)参照）。そのため、従来通り、「半期報告書」を提出することとなる（金融商品取引法 24 の 5 ）。

ただし、上場会社等に該当しない有価証券報告書提出会社であっても、一定の場合を除き、任意で四半期報告書を提出することは認められる（金融商品取引法 24 の 4 の 7 ）。こうした会社が、任意で四半期報告書を提出する場合には、やはり半期報告書の提出義務は免除され、四半期報告書に統一されることとなる（金融商品取引法 24 条の 5 ）。

#### (4) 四半期報告書の記載事項

四半期報告書の記載事項は、金融商品取引法上は、「会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項」とされている。「企業集団」とされていることから、基本的には連結ベースでの開示が求められる方針は示されている。しかし、その具体的な内容は内閣府令に委任されており、現時点では明らかではない。

この点については、現在、企業会計基準委員会において、2006 年夏～秋の四半期会計基準・適用指針完成を目指して、検討が進められている。その中では概ね、次のような事項の開示を求める方向で議論が進んでいるようである<sup>9</sup>。

#### 四半期報告書の開示事項（案）

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結キャッシュフロー - 計算書
株主資本等の重要な変動
( 個別貸借対照表 )
( 個別損益計算書 )
セグメント情報
その他注記事項（簡素化）
非財務情報

金融審議会では、銀行、保険会社など、半期の単体ベースで自己資本比率に係る規制などを受ける業種においては、第 2 四半期については単体の財務諸表をも併せて開示することを検討するとしている。

最終的な結論は、現時点では明らかではないが、基本的には企業会計基準委員会での結論を踏まえて、内閣府令で制定されるものと予想される。

<sup>8</sup> 現行法令では、直近 5 事業年度末のいずれかにおいて株主数 500 人以上とされている（証券取引法施行令 3 条の 6 第 2 項）

<sup>9</sup> 詳細は、吉井一洋「四半期会計の論点整理公表」（2006 年 1 月 31 日付 DIR 制度調査部情報）など参照。

#### (4) 四半期報告書の監査

上場会社等が、金融商品取引法に基づいて提出する貸借対照表、損益計算書などには、原則として、内閣府令で定める基準・手続に従って、**公認会計士・監査法人の監査証明**を受けなければならないとされている（金融商品取引法 193 の 2 ）。

基準・手続の細目などは政省令に委任されていることから、現時点では具体的な内容は明らかではないが、金融商品取引法の趣旨に照らせば、四半期報告書には何らかの形で公認会計士・監査法人によるチェックが求められるものと考えられるだろう。

ただ、「四半期財務諸表について、従来と同様の監査手続を求めていくとすれば、実査を含む手続に相当程度の時間を要することとなり、四半期報告書に求められる適時性、迅速性を確保することは困難となる」と指摘されている<sup>10</sup>。そうして指摘を踏まえて、現時点では、米国に倣った「保証手続（レビュー）」を導入し、四半期報告書に適用することが検討されている。

### 3 . 四半期報告書と民事責任

四半期報告書に虚偽記載を行った会社は、その内容を信用して取引を行った投資家に対して損害賠償責任を負うこととなる（金融商品取引法 21 の 2 ）。具体的には、四半期報告書に、次のような事実が認められれば、その提出者（上場会社等）に損害賠償責任が発生する。

重要な事項についての虚偽記載

記載すべき重要な事項の記載が欠けていること

誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること

損害賠償請求ができるのは、次の条件を充たす投資者である（同前）<sup>11</sup>。

虚偽記載等のある四半期報告書が公衆縦覧に供されている間に、その書類の提出者が発行者である有価証券を、募集・売出しによらないで取得した者

損害賠償の金額は、次の金額の範囲内とされている（同前）。実際の損害賠償の金額は、原則として、投資家側がこの「賠償責任額の上限」の範囲内で立証することとなる。

賠償責任額の上限 = 取得価額 - （請求時の市場価額又は処分価額）

ただし、虚偽記載等の事実が公表された日（以下、公表日）前 1 年以内に有価証券を取得し、継続して所有している投資家は、次の金額を損害額として損害賠償請求を行うことが認められる（推定規定、金融商品取引法 21 の 2 ）

推定損害額 = 公表日前 1 ヶ月間の平均市場価額（ ） - 公表日後 1 ヶ月間の平均市場価額（ ）  
市場価額がないときは、処分推定価額。

<sup>10</sup> 金融審議会ディスクロージャーWG（2005）p.5。

<sup>11</sup> 取得の際に、虚偽記載等を知っていた者には、損害賠償の請求権は認められない。

つまり、条件を充たす投資者は、特に立証なしに、上記の「推定損害額」（ただし、「賠償責任額の上限」の範囲内）を損害賠償の金額として、上場会社の親会社等に対して請求することができることとなる。

なお、虚偽記載のある四半期報告書を提出した時点の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、これらに準ずる者）も、虚偽記載によって損害を受けた投資家に対して損害賠償責任を負うこととなる（金融商品取引法 24 の 4 の 7 による同 22 の準用）。ただし、役員の損害賠償責任については、「推定損害額」に関する規定が設けられていない。従って、投資家側が、被った損害額を立証しなければならないこととなる。

## 4 . 四半期報告書と刑事責任

金融商品取引法の下では、四半期報告書の開示義務違反に対する刑事責任も整備される。具体的には、次の通りである。

図表 四半期報告書と刑事責任

四半期報告書の虚偽記載	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科	197条の2第6号
四半期報告書と異なる内容の写しの提出・送付	同上	197条の2第2号
四半期報告書の不提出	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又は併科	200条5号
四半期報告書の写しの不提供・不送付	同上	200条1号
上記の両罰規定( )	法人に対して5億円以下の罰金	207条1項1号
上記の両罰規定( )	法人に対して1億円以下の罰金	207条1項5号

(出所) 大和総研制度調査部

( ) 犯罪を実行した個人を罰するのみならず、その者が属する法人にも罰則がかけられる場合の法人に対する法定刑のこと。

## 5 . 四半期報告書と課徴金

金融商品取引法では、四半期報告書の開示義務違反に対しては、課徴金による制裁も課される。

四半期報告書の虚偽記載に対する課徴金の金額は、有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金の1/2とされている。具体的には、次のいずれか大きいものとなる（金融商品取引法 172 の 2 ）。

150 万円

株式の市場価額の総額等 × 10 万分の 1.5 ( 0.0015% )

## 6 . 施行日

四半期報告書の提出義務については、2008年（平成20年）4月1日以後開始する事業年度から適用される（金融商品取引法附則15、16条）。